

平成 2 1 年第 4 回大台町議会定例会会議録（第 4 号）

1 . 招 集 の 年 月 日

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日（月）

2 . 招 集 の 場 所

大台町議会議場

3 . 開 会

1 2 月 1 8 日（金）

4 . 応 招 委 員

1 番	稲 葉 信 彦 君	2 番	上 岡 國 彦 君
3 番	堀 江 洋 子 君	4 番	中 谷 隆 司 君
5 番	小 野 恵 司 君	6 番	直 江 修 市 君
7 番	前 川 怜 君	8 番	中 西 康 雄 君
9 番	山 本 勝 征 君	1 0 番	大 西 慶 治 君
1 1 番	濱 井 初 男 君	1 2 番	前 田 正 勝 君
1 3 番	中 谷 治 之 君	1 4 番	廣 田 幸 照 君
1 5 番	森 本 泰 典 君	1 6 番	松 原 隆 之 助 君

5 . 不 応 招 議 員

な し

6 . 出 席 議 員 数

1 6 名

7 . 欠 席 議 員

な し

8. 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
教 育 長	谷口 忠夫 君	総 務 課 長	高西 立八 君
企 画 課 長	東 久生 君	会 計 管 理 者	上野 拓治 君
町民福祉課長	尾田 秀樹 君	生活環境課長	鈴木 好喜 君
税 務 課 長	立井 靖樹 君	建 設 課 長	高松 淳夫 君
産 業 課 長	野呂 泰道 君	健康ほけん課主幹	大滝 安浩 君
総合支所長	戸川 昌二 君	大杉谷出張所長	寺添 幸男 君
教 育 課 長	鈴木 恒 君	報徳病院事務長	尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山 幸也 君 同 書 記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

15番 森 本 泰 典 君 16番 松 原 隆之助 君

11. 町長提出の議案の題目

同意第 2 号 大台町教育委員の任命について

議案第113号 小学校用 P C 売買契約について

議案第114号 スライド式黒板売買契約の締結について

12. 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 議案第104号 大台町町道路線の認定について

(不動前線)

日程第 3 議案第105号 紀勢地区広域消防組合理約の変更に関する協議について

日程第 4 議案第106号 平成21年度大台町一般会計補正予算 (第12号)

日程第 5 議案第107号 平成21年度大台町国民健康保険事業特別会計補正算
(第 2 号)

日程第 6 議案第108号 平成21年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算

(第 5 号)

日程第 7 議案第 109号 平成21年度大台町介護保険事業特別会計補正予算

(第 3 号)

日程第 8 議案第 110号 平成21年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 6 号)

日程第 9 議案第 110号 平成21年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 10 議案第 112号 平成21年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 11 発議第 6 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書 (案)

日程第 12 発議第 7 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書 (案)
(第 4 号の追加 1)

日程第 1 同意第 2 号 大台町教育委員の任命について

(第 4 号の追加 2)

日程第 1 議案第 113号 小学校用 P C 売買契約について

日程第 2 議案第 114号 スライド式黒板売買契約の締結について

(午前 9時 00分)

再開の宣言

議長(中西 康雄君) 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成21年第4回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(中西 康雄君) 本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(中西 康雄君) 日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第 104号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第2 議案第 104号「大台町町道路線の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 104号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 104号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長（中西 康雄君） 挙手全員です。

したがって、議案第 104号は、原案のとおり可決されました。

議案第 105号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第3 議案第 105号「紀勢地区広域消防組合規

約の変更に関する協議について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君） 本改正案は私、現行の規約に瑕疵があるというふうに思っています。この規約は一部事務組合につきまして、定められております地方自治法第287条にですね、一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないというふうにあります。で、それに基づきまして、当該組合では規約を定めているわけなんですけれども、この5項に一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法ということで、規約にですね、定めるようにということになっているんです。

議員の選挙の方法ですから、改正前の首長や議長を議員にあてるというのはですね、どうかということなんです。それが選挙の方法ということなのかという点です。自治法の291条の5に、広域連合の議員という規定がございます。法律にはこれも規約で定めるようになっておるんですけれども、一般的な投票による方法、つまりは直接選挙ですね。有権者による直接選挙、それと議会の選挙、間接選挙です。どちらかを規約に定めよということなんです。

それで、例えば三重県の後期高齢者医療連合組合、ここでは議会で選出するという方法を選択しております。そういう選択をしたうえでですね、それぞれの市町の議会において選挙するというので、選ばれてきておるんですね。香肌奥伊勢もそのように選挙によるということで、関係町からの議会で選出するという形をとっておるんです。私は一部事務組合についての法律の規定、議員の選挙の方法を規約に定めよということは、つまりはそういうことだというふうに思うんですね。議長を議員にするというようなことは、選挙の方法にあたらぬというふうに思うんです。ですから、その法律の解釈がですね、私は現行規約そのものが間違っておるというふうに思うんです。

これを自治検のテキストであるんですけども、法律の解釈の仕方ということで、

文理解釈というふうに言われてまして、法令の規定にある文字を忠実にたどって法令の意味を明らかにするということなんですね。ですから、選挙の方法について規約で定めよということでもありますから、この文字を忠実に解釈すれば、私前述しましたような形になるというふうに思うんですね。そういうことをひとつそちらのほうで説明を願いたいと思うんです。

それで、選挙の方法というのは何かということなんです。これは当該町の議会でもやっておりますように、指名推薦か、投票によるかということなんですね。それでここではですね、いろんな組合、連合ございます。そこで議会で選出ということになっておるんですけども、その方法を全議員で協議をしてですね、指名推薦の方法によるか、投票によるかということ、話し合ったうえでどちらかの方法を採用しておるということなんですね。

で、指名推薦は皆さんと話し合った中で、1人でも異議があれば、これは採用できないということなんです。投票によらなければならないということです。ですから、原則的に投票ということなんですね、選挙は。選挙の方法は。話し合いで推薦もよろしいよと、ただし、1人でも異論があれば駄目ですよということなんですね。そういうふうに考えていきますと、現行規約に自治法を正しく解釈して規約を定めていないというふうに、私は考える次第でございます。で、いろんな関係の本を見ましてもですね、もうその充て職というような規約はね、もう存在しません。充て職というのは選挙の方法としてはないんです。

もう1つですね、1つの選挙、つまり組合議員の選挙をですね、指名推薦と投票の方法に分けて行うことがどうかということについて、議会の事務提要にはですね、1つの選挙を分けて2つの方法により行うことは制度の予想するところではなく、できないというふうになっております。

で、現行規約が私そもそも間違いと、その間違った規約を本来は棚卸ししてですね、今日的な規約に定める。それが私改正だというふうに思うんですね。ところが、現行規約への何ら疑問なしにですね、ただ2人議会から選ぶということになったわけですね。もう首長は副管理者、ないしは管理者という形で執行部側になるわけで

すわね。議会はもういろんな町の議会から選んでですね、議会構成するということは、これはこれでよろしいんですけども、1人やったんが2人になったと、1人は議長という、つまり充て職ですね。1人は投票によって選出してくださいと、もうこういう形自体が法の予測するところではないと、そんなことはできませんよという、もうこれはまさに自治体法務でありまして、その原則からも現行規約も間違い。間違った規約のうえにさらにそのことを検証せずにですね、誤った方法を規定しようとする改正案であります。説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君） 総務課長。

総務課長（高西 立八君） 直江議員さんのこの紀勢地区広域消防組合の規約についてでございますけども、議員ご指摘のとおり、過去にはよく議長とか副町長を充てるというふうな規約をよくつくられていたとふうに考えますけども、やはりこの規約で議員の選出につきましては、この場合は選挙による選出2名とするですか、2名とするというふうに改正するのが適切というふうに考えております。

今回の改正でと言われてましたけども、見直すところはしっかり見直して、改正すべきではないかというふうに私も思います。せっかくのこの改正の機会でございますので、それを直さなかったというのは大変ちょっと残念に思っておりますし、やっぱり今の時代に、現状に沿った規約に改正できなかったのは私の本当に、私たちですか、勉強不足で大変申し訳ございません。これにつきましては、各構成団体もこの規約で上程をさせていただいております。そういったことで、今後はこういった問題につきまして、組合、また構成団体と十分協議して、規約の改正、条例の改正をするときには、十分協議していきたいというふうに考えております。

また、町条例につきましても、先日の議員の一般質問にもありましたけども、自治体の法治主義を十分認識して、多分、うちの条例の中にも200ちょっとの条例がございますけども、その中にもそういった古い感じのする条例がたくさんあるのではないかというふうにも考えております。そういったことで、もうこの改正時には改正部分だけをよく見て、改正してしまうことが多いんですけども、改正部分だけではなく、その条例全体をですね、しっかり見直していきたいというふうに考えて

おりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） このことについてはですね、一言で言えば木を見て森を見ないところのような仕事の状況でないかなと思っております。確かにおっしゃられますように、法に則ったことでの規定には少し外れておるなという認識でございます。指摘をいただいて改めて感じるところでございますが、この部分、ご指摘をいただいたところにつきましてはですね、またしかるべき時期に、早い段階でですね、規約の変更というふうなことでお願いをしなくちゃならないなというふうに思っております。

この発端は、この組合議会の中で、長が議員側に入ってきておるということ、このことを正さなあかんのと違うんかと、こういうようなことで、今回そのようにお願いをさせていただいて、執行部側に入っていたとというふうな形にしたわけでございますが、そこら辺を今回、ご指摘のように瑕疵のあるその規約、またさらに改正することなくですね、瑕疵のあったままの状態でここに出してきておるということについてですね、大変申し訳ないことでございますが、今回のこの首長を執行部側に入れるという、そういう形での改正でございますので、それはそれとしてひとつお認めをいただきたいなと、こう思っているところでございますが、この規約そのものにつきましてですね、また早い時期に改正をするべく手続きを進めていきたいと思っておりますので、その点よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 私どもは提出されました議案がですね、まずチェックポイントとして、上位の法に反していないかどうかということを見なければなりません。当局も法治主義で行政を進めなければなりません。議会も法治主義で当局を監視牽制しなくてはなりません。

で、議会の役割で一番重要なのは、当局から提出された議案に対して、議決するかどうかということの任務を帯びておるということです。申しましたように、まず

法に反していないかどうかですね、その第一関門におきまして、私は提出された議案違法だというふうに申しましたけれども、やはり問に対してですね、その認められる答弁でありましたけれども、認められればやはりこの議案の扱いというのが次にくるんですけれども、しかるべき時期をみてまた改正しますというようなことではですね、到底この違法ではないかという問いかけに対する答弁には、私なっていないというふうに思うんですね。

で、事務提要にもですね、もうこれははっきりとできないというふうになっておるんです。できないような規約をつくってどうするんですかということなんですね。こんなできない方法で議会から選んでくださいというようなことは、それは求めるべきものではないんです。まさに法に、法を予測する範囲ではないということね、当局のそういう態度は。これ認めてくださいというようなことは。

で、関係町の議会にも出されておる。それはそれでそれぞれの議会がですね、チェックするわけです。ですから、当町がこれは明確に法に反しておるという判断をすれば、ここはここの議会の態度が出て、関係町の1つの議会でもですね駄目だということになれば、他の町で仮に可決されておってもですね、それは無効になるんですね。

ですから、そういう範を示していくということ、それが私ども議会の責務だというふうに思うんですね。間違っただけを他の町で通っておるから、それに同調しようというようなことは、これはもう以ての外の態度、そういうことに私はなるというふうに思うんですね。法に反した改正案をこのまま表決に付すということですか。

議長（中西 康雄君） 総務課長。

総務課長（高西 立八君） この規約につきましてですね、このほかへ議長を充てるということですか。そういったことで一応組合、消防のほうへもですね、その辺については話をさせていただきました。組合のほうでの意見としましてはですね、第一法規や町村会のほうへ一応聞いたということで、それはもう第一法規や町村会のほうの意見でございますけども、一応間違いではないというふうに、そういう返事だったということで組合のほうからは言われております。

ただ、今話とかですか、前回の一般質問等の中で、我々がつくっていくこの条例規約につきましてはですね、やはりもっともですね、どちらでもいいとかです、それでもいいとか、そういった問題ではなくですね、やはり適切なものにしていかなければというふうには思いますけども、今申し上げましたように、これで第一法規や町村会に照会したのはおかしいんですけども、一応それでいいえということをお願いしております。

やはりそういうことで、それでこの協議が終わってしまいましたんやけども、確かに言われるように、そういうのはやはりもっとスッキリした形をしていくべきやとは思っておりますけども、今回この提出にあたりましては、そういうふう聞いております。その中でもうそれ以上突っ込んだ意見をですね、交換とかとはしなかったんで、そこら大変申し訳なく思っておりますけども、どうかその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 町村会が第一法規等から、この改正内容でいいという返答だったということですけども、私が問いましたその1つの選挙を分けて2つの方法により行うことは制度の予測するところではなく、できないというですね、これも明確な法的解釈なんですね。ですから、このことに対して、この事務提要に書かれておることは間違いですと、こういう方法をとりますよという説明を私は法的にしてほしい。でないと納得できません。これ私がつくった文言ではないんです。ちゃんと議会の事務局にある事務提要に載っている。これがいいのか悪いのかの判断の基準は、私ここにあると思うんですね。この説明をしてください。

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。

再開は9時45分といたします。

（午前 9時 23分）

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き審議を再開をいたします。

（午前 9時 45分）

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。

再開は10時15分といたします。

（午前 9時 45分）

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 15分）

議長（中西 康雄君） 総務課長。

総務課長（高西 立八君） 大変失礼いたしました。今、協議していただいております一部事務組合の議員の選出でございますけども、まず一部事務組合の議員の選出でございますけども、これは議会の議員の定数、任期、被選挙資格、選挙の方法、議長、副議長に関することなどは、一切規約に任されているとございます。また一方、広域連合の場合におきましては、議会の議員及び長は、住民の直接投票が組織する地方公共団体の議会における選挙、または長による選挙により選出されなければならないとされております。法 291の5でございます。ということで、広域連合につきましては充て職は認められないというふうに明記されております。

また、一部事務組合と広域連合の大きな違いでございますけども、これにつきましては今のところが載っております。広域連合の長と議員は、いわゆる充て職が認められず、直接、または間接の選挙により選出されるというふうになっております。このことから一部事務組合につきましては、充て職は駄目ですという明確な規定はございません。ということから充て職でもええということになるわけですが、今さきほどからいろいろ直江議員さんのほうから質問、質疑をいただいた中で

ですね、やはり今の時代というのですかね、スッキリした形をやはり今後は求めていかないかなのではないかなと、そんなふうを考えておりますので、この規約は間違いということではございませんけども、次期のときにはもっとわかりやすいいい議案、規則に、規約にしていきたいと、そのように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君） 暫時休憩いたします。

（午前 10時 17分）

議長（中西 康雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午前 10時 17分）

議長（中西 康雄君） 総務課長。

総務課長（高西 立八君） 大変申し訳ございません。1つの選挙で指名推薦と選挙するのは駄目だと、どちらかにしなければならないというのは、そのとおりでございます、この場合はですね、1つは議長さんをもって充てるということで、議長がおりますんで、もう1人の方が選挙で選ばれるということで、2人おまして同じ選挙のときに、片方は指名で、片方は選挙でと、そういうやり方は駄目ですということで、どっちかの方法でやりなさいというふうに解釈しております。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江 修市君） 規約につきましても、上位の法に反して定められないというのが、明確な法解釈であります。この組合の規約の上位法はさきほど申しましたように自治法の第287条に規定をされております。その5項に一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法について、規約で定めなさいというのが、法の求めているところでありまして、その法律に基づいて当該組合が規約を定めるということになっております。

で、改正ということでもありますから、やはりその現行規約を精査して、法に基づいて改正されるんですから、改正するというのが、私は正しいやり方だというふうに思うんですね。それを前例をただ踏襲してですね、割り振りだけの改正というのは本当に法治主義という観点からですね、問われるところだというふうに思うんです。私はあくまでも選挙の方法というのが、指名推薦か投票かということだというふうに思うんですね。それを規約に書くのが組合の規約だというふうに思うんです。

充て職も事務組合はいいんだということなんですけども、この共同事務ですね、各市町の一部事務を共同で処理していくという組織については、今やっぱり広域連合という形が一番整備された形ですね。そこでのやはり規約の規定の仕方、これをやはり学ぶというのがですね、本来だというふうに思うんですね。一部事務組合の規約規定について、やはり十分ではないというところではないというようなところを踏まえて、広域連合の法律規約は定められておると思うんです。やはり習うという、学ぶという姿勢が、私は行政において規範を示すという点からも大事だというふうに思うんです。

そういう点では、この改正案はですね、多々法的にも問題がありますし、いたしますので、反対とします。

議長（中西 康雄君） 次に、原案に反対の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで討論を終わります。

これから議案第 105号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 105号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手少数です。

したがって、議案第 105号は、否決されました。

議案第 106号の質疑～採決

議長(中西 康雄君) 日程第 4 議案第 106号「平成21年度大台町一般会計補正予算(第12号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

14番(廣田 幸照君) いくつか質問をいたしますので、ご答弁よろしくお願いたします。

歳出11ページの大杉谷出張所費、原材料費、獣害防止ネットの支出が予定されております。獣害防止ネットにつきましては、全町一本での農林水産業費があるわけですが、これを充てなかった理由はどこにあるかということ、それから設置場所、その手法についてご説明をいただきたいと思います。それが1点目です。

それから17ページ、農林水産業費、林業振興費、負担金補助及び交付金で宮川森林組合の経営診断補助金が出されております。100万円のところを補助率2分の1で50万円の充当であります。宮川森林組合への補助金の正当性がちょっと私は理解できませんので、お願いしたいと思います。

それから同じ17ページの町有林管理費で、ジェイバーの第三者検証費が100万円計上されておりますが、この第三者機関というものはどういうものであるかということ、毎年更新必要か、あるいは何年かに一度更新が必要かなとこう思います。

ISOの認証には何か更新のときに手数料が要ると、更新が必ず必要なんだということであるように理解しております。

それから、同じところで23の町有林森林施業計画作成委託料というのが、どこに委託するおつもりなのかということでもあります。

それから19ページの土木費、道路新設改良費の神瀬宮之裏線の第四踏切の移転拡幅負担金が減額されておりますが、減額できた理由をご説明をいただきたいと思っております。はい、それだけです。

議長（中西 康雄君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添 幸男君） 廣田議員のご質問にお答えします。

11ページの2款、1項、9節大杉谷出張諸費のほうに、いわゆる、獣害防止ネット、関連しますので、これ賃金の出稼ぎ作業賃金、この2つが計上されています。まず今回こちらのほうでさせていただいた理由は、実は歳入のほうで50万円ほど県のほうから、8ページのほうに過疎市町村等地域づくり支援事業補助金というのが50万円入ってます。これを実は財源の一部として上げさせていただいておりますが、実はこの過疎市町村の事業一部いただいて、この事業を進めるということになりました。その中でですね、今回のこの事業につきましては、大杉谷でやるよということとを県とも話しながら、大杉谷地区に対して審査していただくということになりました。そういうこともございまして、形として大杉谷出張所費のほうで組まさせていただきますということが経緯でございます。

それは実施場所につきましても、地域調査によりましてご要望の多いダム湖周辺、対岸も含めダム湖周辺と、地元の方々が子どもころに遠足に行かれた中瀬付近の桜の再現というのが中心になります。基本的にそれを含めて3箇所程度考えております。

それと苗木につきましては、実は宝くじ助成事業のほうで150本ほどもうすでにいただいておりますので、仮植してあります。それを植える予定です。

それと賃金で出ささせていただいておりますのは、地元の方々に是非ご協力願いたいということで、区長さんを通じてご相談させていただくことを考えてます。

また、この賃金につきましては基本的に地拵えという形になります。かなり周辺の木が密集しておりますので、そこを伐採させていただくという作業になります。植え付けにつきましては、地元の方々と3箇所地域外からも募集した形で、活性化イベントというような形で、今のところ3月ぐらいにしたいという予定をしております。以上でございます。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 17ページの宮川森林組合経営診断助成金につきましては補助金の妥当性ということについてでございます。この19年、20年度と森林組合等自体が赤字というところで、決算をされております。こういったところの中で、森林組合自体が87%、宮川森林組合の出資につきましては大台町が87%、森林面積につきましても90%、それで職員につきましてもほとんどが町の職員といったところの中で、これまで森林行政にかかわっている中、いろんなプレカットとか、そういったところの関係をしているところでございますので、その経営を安定するために、今回診断していただくということの経費、全体では100万円かかるわけですが、50万円は森林組合が持ち、大台町が50万円を持って、安定な経営ができるための補助金として上げさせていただいたようなことでございます。ご理解いただきたいと思っております。

17ページの役務費でございます。第三者検証費はどこへ、また何年か必要なのかということの質問でございます。まず第三者検証機関といたしましては、ISO14065に基づいた認定を受けた機関ということで、林野庁の外郭団体、東京の農業大学、日本森林技術協会、森のエネルギー研究所、博報堂の4社が事業実施主体として運営をしております。それとその中の第三者検証機関として設立したところに、この100万円につきましては支払うところでございます。

また、この何年必要なのかということですが、今回申請させていただいたものにつきまして、現地研修等もさせていただくということも含めて、お支払いするもので、あと継続するものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

13委託料、町有林の森林施業計画作成委託料93万 9,000円につきまして、どこへ委託するのかということでございます。宮川森林組合のほうに委託するところでございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君） 建設課長。

建設課長（高松 淳夫君） 19ページの土木費の踏切にかかる費用が、今回の補正で 2,530万円減額をさせていただいておりますが、その減額理由について説明をさせていただきます。この踏切の設計協議にかかるJRとの協議なんです、平成20年の4月に概略設計を発注しております。この当時は1億円というふうなことで言われておまして、当初予算では1億円計上させていただいております。

で今回、JR側から協定書案というものが発送されてきておまして、その中で初めて事業費総額が 7,470万円ということで、減額をさせていただいております。その設計につきましては、JRの敷地内にかかる分というのは、JR側が設計の歩掛、あるいは単価、すべてJRさん側で行われますので、町のほうでその積算するということがございませんので、もうJR側の言いなりみたいなところがありますが、そういったことで金額が定かになってきたということでの減額でございます。

議長（中西 康雄君） ほかに、廣田議員。

14番（廣田 幸照君） 17ページのその獣害防止ネットにつきましては、県からの地域づくりの補助金をあわせるということで、それで既存のですね、農林水産業費の中でも枠ではないということですか。そういうような理解してよろしいかということでもあります。

それから、宮川森林組合の補助金の正当性につきましては、定かに明確にはもう理解はできなかつたのですが、常々町長もどこにその赤字の要因があるのかはつきり示してほしいということをやったこと、それになかなか応じないという形で経過しておるといふ説明をいただいております。そういう形では経営診断を行うのはそれはそれで必要なことでもあります。ただですね、この町が補助金を出し、また出資金もかなりの出資金があるわけですが、経営診断をしたその結果の利用法をどうやって抑えていくのかということが1つあります。

それから、今議会中にこの森林組合の理事と会う機会がございまして、14、15、16と3日間経営診断やってもうておるんですわというふうなことを聞きました。まだその結果は出てこないんだけどもということで、すでにもう経営診断がなされておるといふことではありますが、支払いはこの予算が成立してからやるんだろのかなと思っておるわけで、何か後先逆になっているなというふうに思っているわけ、この辺ちょっと説明をいただきたいと思います。

それからあとにつきましては、説明は継続がない、この一回限りだということで、それはあとの推移を見なければいけないと思いますが、土木費のその踏切の最終の減額の部分はですね、協定書案が示されてその結果から引き算で2,530万円が減額できると、私は減額できた理由というのを聞いたかった。根拠となる理由でしてね、金額が示されたからこっだけ安うなったんだというんじゃないんですね。その辺ちょっと担当課のほうで、どこでどっだけ安うなったんかというのはわからんのやろかというのが、疑問です。

議長（中西 康雄君） 大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添 幸男君） 廣田議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり通常は16ページにございますように、5款の1項農業振興費、3款農業振興費のほうで通常は獣害対策すべてやってます。私の産業課当時は国の獣害対策特別措置法の中で、この振興費のほうに国費を入れて、その中で賄っていることとございますが、今回は県単事業のさきほど説明した過疎市町の事業をいただいて、これは一応今年と来年大杉谷地域対策ということで、ご無理を願っているところとございます。よろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 宮川森林組合の経営診断についての、経営診断を受けたあとの結果について、利用方法としてはどうしていくのかということとございます。当然、その長期の対策と短期の対策ということが発生してくると思います。短期の対策といたしましては、現在の事業運営に対して管理費のあり方や、人件費のあり方はどうなんだといったようなところだと。また長期につきましては組合

としての現在補助事業等も含めて実施をしておるわけですが、今後どのようにしていくことが、本来の組合としての事業運営がやっていけるんかといったようなことを、今回の経営診断の中で導いていただき、それを実施していくということになるかと思えます。

また、実施についてはということで、私どもこの森林組合に聞かせていただいたときには、当然予算がお認めいただいたあと、年内にやるということをお願いしておりました。そういったところで年内やると、当然予算が認めていただいたあと、もうやるということを確認をしていただけたわけなんですけど、今ちょっと廣田議員からそういうようなことを聞かせてもらったことが、初めてでございますので、年内ということで聞かさせていただいておりましたので、その実施時期について少しく私の思っておったところとはくい違いが発生をしておるような状況でございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君） 建設課長。

建設課長（高松 淳夫君） 踏切の負担金が減額された理由ということなんですが、さきほど申しました平成20年4月の概略設計と、それから今回の詳細設計ということで、当然概略設計という場合ですと、もう一式いくらみたいな計上しかありませんで、その内訳がございません。

今回、詳細ということで各工種ごとに、例えば踏切の撤去新設でありますとか、それから通信設備の撤去新設、あるいは電気設備の関係、それから廃止する踏切の撤去、あるいは管理費というふうなことで、細かく詳細が出てまいりますけど、当初のその概略設計の中では、そういった部分まで詳細がありませんので、なかなかその個々の比較が難しく、金額での比較ということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（中西 康雄君） ほかに、廣田議員。

14番（廣田 幸照君） 宮森の経営診断がもうすでに実施されておると、3日間で100万円というふうなことですが、知らなかったわで済ますんやったら、どむならんと思ってます。こういうことは随所にあるような感じでしてね、よ

う直江議員がいろいろ指摘なさるわけで、これはきちっとした手順やっておかなあかんのかなと思うんですな。

そしてもう1つはですね、最初の正当性を問うたのはですね、宮川森林組合というのは言わば民間の企業体、公的な性格は持ちながらも民間の企業体であります。それに町が出資しておるとはいえ、今までも赤字の体質を洗い直してくれという要請をなかなか浸透させられなかった。その中で経営診断を行うというのは、これはこれでいいわけです。必要なことですが、そこへ首を突っ込んだから町の補助金を突っ込んだからにはですね、これやはりこれからものを言う体質をつくっていくんじゃないかと思うんです。その辺が私一番最初に問うた宮森への補助金の正当性はどこにあるかということでございますので、宮森の経営に対する町の参入、あるいは助言、そのほかはどういうスタンスで持っていくのか、お聞かせいただきたいということでもあります。

それから例の踏切の工事のにつきましては、前々からですね、そのJR側の言いなりだということは聞いておるわけですけども、それにしても1億円という、1億円出してくださいな、はあそうですというふうに行くのは、いかにもその大名官僚極まりないところでして、そんなものある程度ですね、その1億円の中身は確かめておいて、それでJR側の指導権がありますので、町のほうでは何ともいたしかねますという形で説明をいただいて、そして今日こういうことで7千何百万円になって、こんだけ2,500万円ぐらい引けるんですわと、こことこことここがこんだけ安くなりましたんやという説明いただけるなら、これ納得できるわけですが、あんまりこう納得できん説明ですのでね、それもまたひとつ説明を重ねてお願いいたします。

議長（中西 康雄君） 副町長。

副町長（余谷 道義君） 宮川森林組合の再生への関係でございます。何度か宮川森林組合について、何とかしなきゃいけないじゃないかと議員の皆様方からも、いろいろな形でご指摘をいただいております。直接町がタッチしておる部分ではございませんので、組合員が構成されておるということで、ずっと別途ですね、いろいろな面から支援をしたり、お話をさせていただいてきたところでございますが、なか

なか2年連続で赤字がきている、押しておるといふことで、以前の非常に素晴らしい森林組合からですね、若干その経営面でもですね、それから事業面でも展開が遅れておるといふふうなことでございます。

そういった意味で、内部での再生に向けた委員会等も設置をいたしまして、検討をしておるところでございます。私も委員の中に入っておったんですが、1回目の会合の中へ出された計画書を見てですね、これでは駄目だということで、県のほうにもお願いをいたしまして、外部監査的な形でございますが、コンサルをお願いしてですね、早期に一度内部を調査をするようにということで認めていただいて、理事さんにもご理解をいただいてやっていただいております。

コンサルのですね、森林組合を見ていただく外部監査のコンサルの方は、非常に忙しい方ございまして、何とか時間をとっていただくという形の中で、年度内に早期にやりたいということもございまして、日程調整等を行ってきて、急遽空いたということもありまして、すでに入っていたということもございますけれども、予算を認めていただくということが前提でございますけれども、そういう事情もちょっとご賢察をいただきまして、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

結果の内容等につきましてですね、個々に報告書等は出てまいりますけれども、その報告書に基づいて森林組合が自主的にどこまでやれるかという部分があるかと思っております。町もある意味補助金出しておりますんで、報告書等の内容等については、今後いろんな形での話し合いなり、支援なりという形の部分も行っていきたいというふうに思っておりますんで、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（中西 康雄君） 建設課長。

建設課長（高松 淳夫君） JRとの協議なんですけど、私も4月に変わってきましてから、実は三度ほど協議の中に入っております。JR側のその基本的な姿勢として、JR側としてはする必要がないんだと、あくまでもこれは町の要望によってさしてもらふもんですよというのが、第一点ありまして、そんな中で、町のほうからも当然要望させてもらうこともあるんですけど、なかなか聞き入れてもらえない部

分もありまして、当然、その協定書締結する段階でも、なかなかJRの一方的な話を飲まざるを得ないような状況がございます。

お金も100%出して、設計も全部向こうに委ねて、そこまでやらんとなかなかJRとしては実施をしていただけないと、各市町さんについてもやってもうておるのに、大台町さんなぜ駄目なんですかみたいな言葉もありまして、県に聞きましても、なかなかそのJRとの協議は難しいと、同じ鉄道の中でも近鉄さんあたりはまだ行政側の言い分も通るところもあるんですが、JRに関してはもう一切聞かないと、それを聞かない以上は協定書も結びませんというふうな姿勢でありまして、申し訳ないんですが、こういったことで予算も計上させていただいております。

議長（中西 康雄君） ほかに、堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 1つ目は、17ページで、さきほど廣田議員からも宮川森林組合の経営診断補助金ということで質問がありました。私も廣田議員の質問を聞いていて、大変驚いたんですけれども、すでにもう経営診断がされておるではないかという指摘がございました。

課長は、知らなかったという旨の答弁だったと思うんです。知らなかったという答弁では私は、議会はやはり予算が出てきたら十分に審議して、それで可否をとっていくということになりますので、廣田議員がきちんと調査をされたうえで、発言をされたものだと私は思いますから、知らなかったという答弁ではね、済まないと思うんです。この点をはっきりと確認をとっていただいて、そういったことがなされているのか、なされていないのかということも、再度確認をとっていただいてですね、答弁を求めたいと思います。それが1点と。

それから全協でも説明があったように、同じく17ページのジェイバー制度の、ジェイバーの申請手数料、それから第三者検証費ということで、予算を計上されているわけですがけれども、オフセットクレジット制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト申請書というものを、全協で資料で配布をしていただき、また目も通したんですけれども、その中の14ページですね、Dその他ということで、この「本プロジェクトが」というところから文書が始まっておりまして、「大台町議会においてジ

エイバー制度の申請が了承されている」ということで、全協のときはどういうことやということ、議員さんから質問がありましたけれども、私が伺いたいのは、そのあとのことでありまして、「ジェイバー収益は町の振興事業に充てられることを予定しており、町内の森林所有者や町民からも特段の反対意見はない」と、このように書かれているわけですがけれども、私たちが全協で初めて聞いたのが12月の8日で、今、今日は予算を審議しているわけですがけれども、地域医療の問題については町内で懇談会をして、7回懇談会を実施して、住民の方に町の考えをわかっていただく、また町民から意見をいただくという、そういったことで町が説明責任を果たしている状況ではありますけれども、このさきほども言いましたけれども、今回のことは特段の反対意見は町民からもないというふうに書かれておりますけれども、なぜこういったことが記述できるのかなと、私は町民からの意見は町は何も収集してないやないのかなと思うんです。

反対意見はないということも、別に賛成意見も反対意見も何も私は町民の方から聞いてないんじゃないかと思うんです。どういったことからこういうふうに書かれているのか、根拠を伺いたいと思いますし、さきほども申し上げましたけれども、大台町が一番手ということで説明もありました。それぐらいの事業を行っていくのであれば、やはり住民の意見を聞くということもっと、聞いてないという前提でありますから、懇談会を実施するなり、町の考えを示してということ、予算計上をしていくべきやと思うんです。こういったことを町民からも特段の反対意見はないという、このことについて私は大変疑問に思いますので、2点お伺いをいたします。

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。

再開は11時ちょうどといたします。

（午前 10時 51分）

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

(午前 11時 00分)

議長(中西 康雄君) 産業課長。

産業課長(野呂 泰道君) 誠に申し訳ございません。ただいま堀江議員さんからの森林組合が執行した確認をさせていただきました。14、15、16日でしたということ確認いたしました。私どもが聞かさせていただいたときにつきましては、さきほども言わせていただいたように、あくまでも予算執行後ということの確認をしておりましたが、さきほど副町長が言われたように、大変その会社が林業経営コンサルタントのほうが、県からの紹介で大変忙しいといったことで、その日程でさせていただいたということでございます。えらいそこら辺がつかんでいなかったことにつきましては、誠に申し訳ございません。

また、ジェイバーの関係で、さきほどご指摘をいただきました、14ページにおけますところの町内の森林所有者や町民からも特段の反対意見はないという、この文面でございます。実際、このジェイバーにおける申請につきましては、林業振興協議会の中で諮って審議をしており、この文面にあがっております町民の意見を聞いたのかということにつきましては、少し表現的には過大な表現をさせていただいたようなことでございます。町全体の意向として、この制度を用いることによって、その上にも書かせていただいた収益事業は地域振興のために使いたいということと、今現在、これまで管理してきた町有林の森林施業を新たにこの制度を導入しても、さらに振興施業をしていくということも含めて、やらさせていただくことの中で、少しこの表現には町民からも特段の意見という部分につきましては、ちょっと過大的な部分もあったんですけども、こういった表現をもとにして上げていくことが望ましいということもあったようでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(中西 康雄君) ほかに、堀江議員。

3番(堀江 洋子君) 宮川森林組合の経営診断が、すでに廣田議員が指摘したように、実施されているということで、私これは大問題ではないかと思っております。会社

が忙しいから、そのようにやったと言いますけれども、それでは理由にはならないと考えるので、再度答弁を求めるものでありますし、ジェイバーのその町民からの特段の反対意見はないということで、さきほども私伺いましたけれども、答弁では協議会で意見を諮っていくということでありましたけれども、表現が過大であるということも答弁ありましたけれども、私が言いたいのは、やはり町民の意見を聞くという、そういった姿勢が必要だと思うんです。

ただ行政がやっていくということで、進めていくというのはいかなものかなと、表現自体には過大過ぎたと言われますけども、そもそも何と言うのか、そういう姿勢、町民の方にとってどうなのか、町がやっていく事業についてこういうことしていくんですよ。特にもう全国で一番に手を挙げていくというような取り組みをするのであれば、私はこんな予算する、もう計上されていますけども、この期間あまりどういったその当初から計画が取り組まれてきたのか、急にこんな話を先日の全協で聞いて、自分自身も勉強する期間も本当に少なかったです。こういった記述がされているということで、当局の姿勢がどこにあるのかなという点、本当に町民の方に説明責任これで果たせるのかなという疑問点がございまして、再度答弁を求めます。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） まず、予算前に森林組合が執行したということでございます。私どももそういったこときちとつかまえて指導して、この予算のあり方ということ認識したうえで、本来は進めさせていただくという形が望ましかったわけですが、私のほうの指導的なものが少し聞き入れられなかったかということは、すごく残念に思っております。相手の会社がこうだからこうしましたというもんではないように思われます。当然、この予算については議会でお認めいただいたうえで、執行するということが条理でございますので、そういったことにつきましても、本当今後ないように森林組合の指導は進めさせていただきたいと思っております。

また、このジェイバーのことにつきましても、相手が町有林だということと、地

域活性化におけるところの寄与にしていきたいということで、本来はこの文書のように住民の意向を聞いて、進めさせていただくということが本来の形かも知れませんが、申請時期1日でも早く、ほかの他市町よりも早いこと挙げることによって、環境に配慮する大台町の森林と、森林整備に対する環境への取り組みということで、いち早く国内に知らしめたいということの部分もございまして、このような対応になったようなことでございます。今後、十分こういったところの文面とか行動につきましても、考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） ジェイバーの件ですけれども、全協のときも前田議員がその栗生区で山林部の話が出てきたけども、ジェイバーの制度のことですかというふうに質問をされたら、違いますということで、やりとりがあったと思うんです。そのことで説明しにきたんじゃないというような答えがあったと思うんです。

でもそうやって区の方が、区民の方が集まってきて、執行部も見えたということなんやったら、そういった場所でもこういうお話もできる状況はあったんじゃないかなと、全体じゃないですけれども、そういう場面はあったんじゃないですか。説明なり、町が考えていることも少々はお話できたんじゃないかと思うので、再度伺いをします。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 森林施業につきまして、地区説明ということでいろんな間伐施業、団地化とかいったことを含めて、森林組合をともなって説明に上がったようなことございますけど、そのときにつきましては、町有林だということで民有林施業という部分での該当ではないという、こちらの思い込みと言いますか、町有林で今後やっていくんだというところで、住民の方への知らしめにつきましては、民有林であればこういった制度もありますよと、今後どうしますかということの話は、当然ありきなんですけど、そのときはやはり町有林主体でやるということの認識の中で、あくまでも間伐施業云々ということの説明会であったために、そこ

ら辺の話を出さなかったというような内容だと思いますので、すべてを何もかもこう話したらというわけですけども、その当時はまだ適切に内容等もつかみきっていないような状況で、途中その申請手続きの途中で作業しておったような状況ですので、その説明会には上げなかったというようなことをございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君） ほかに、前田議員。

12番（前田 正勝君） 堀江議員のほうからもその点について質問ありまして、関連して伺いたいんですが、かなりのメンバーが栗生区その山林分の方から見えてました。そこで区の役員さんも見えたんで、何の話かいなと全協でも申し上げたんですが、業者の方と森林組合の方も見えました。そこでこのジェイバーについては町長さんもその前に、これはもう堀江さんが言われたように、町長は一番先に手を挙げるのやと、ようわからんけど、ようわからんということないけど、CO2に関連して、もうメディアでも、今やっています。それで手を先挙げるんやという話は、私も聞いてました。

多分、私その場へ出席したとき、まず、そのメンバー見てそういう話かなと思っていました。それでは作業道を付けるんやという話で、その作業道間伐、もう端的に言いますが、森林組合の仕事だと思われま。その間伐の作業。そこには業者もおります。なぜその会議には、最後にその他の項もあるわけなんで、実はこうこうでこういうふうに取り組んでいく計画もありますんやという話をしてもらえば、それこそさっきの住民の皆さんという話になってくるんで、そこら辺で情報も皆つかんで、多分この詳しい、多分そのときはもうこの説明ができたと思うんですよ、課長。それぐらいは。

町長が手を挙げるのやと言われたときに、大体の資料もきておって、いくらやという話もチラッとしたと思うんやけど、そこら辺の説明はその他の項でできたと思うんですよ。結局、さきほど言われておるように行政、行政というんか、森林組合当然そんな職員がおるという話で、やっぱりそういうような、そういう取り組みをしていかんと、このまま本当にこの予算も、そんならこれではちょっと私も手を

挙げかねません。そこらへんのやっぱり職員のあれをやかましゅう言うて悪いんやけど、そこら辺の対応をこれからもうしっかりしてもらわんと、我々も町民の人らに説明をせんならんもんで、最近もよく言われるんですよ。お前は何やっておるんやという話で、そやでそこら辺ちょっと答弁願います。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 一応、その地区へ説明へ行ったときには、こういったことで地域の皆さんに説明させていただきますと、前田議員言われたようにその他の項というのがございまして、今、町で取り組んでおるこういう事業がありますということは、決して言えなかったわけではないと思います。

そういったことを、やはりさきほども言わせていただいたんですけど、町有林という視点で民有林じゃないという視点が、そこでこういったこと取り組んでおるんよというような説明、ちょっとおろそかになっていったと思います。

やはりそういったことについては、町の、いや今現在やっておることについて、林業についてこういうことですよというようなことは、できるだけその議題じゃなかったはしても、今後状況としては地域の皆さんに説明会あるときには、やっぱり下ろしていくというような姿勢は、今後考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君） 7ページ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、補正額ゼロであります。しかしながら、担当課のほうでお聞きしますと、例えば11ページ、財産管理費の国県支出金 450万円、これは交付金だということであります。11ページは減、17ページ、林業振興費のほうで違法性の問われるですね、補助金の50万円は交付金ということで、増減がこの歳出の中でかなりございます。18ページの山村振興費の 200万円もこれ地域活性化交付金ということであります。

総務費の戻りまして11ページ 450万円の交付金の減でありますけども、これは第

6号補正で、例えば財産管理費備品購入で公用車購入費等々に5,312万9,000円、交付金が組み立てられているということから、おそらくこの450万円減がですね、説明の公用車の購入費1,151万円に対して、増減があったと思うんですね。そういうことを説明の中で書くのが本来、その補正における予算の増減、何が減って何が増えてということがですね、審査対象に私はなるんじゃないかと思うんですけども、そういう説明が一切ないんですね。このことにつきまして、予算措置上聞きたいと思います。

それから10ページ、中学校組合の解散に伴う清算金であります。組合立が解消されました、4月の1日から町立中学校となっておりますけども、清算金がこの12月議会に上がってきておるんですけども、解消から月数がかなり経っておるんですけども、今になった理由とですね、清算の内容ですね。このことにつきまして伺います。

17ページ、工事請負費で林道総門線の法面改良工事が1,200万円減額になりました、その分、林道西出菅合線法面改良工事に同額の増額補正なんですけども、数字的にですね、都合よう1,200万円減額になって、法面のほうに1,200万円ができるという大変辻褄のあった予算なんですけども、このことについて聞きたいというふうに思います。

それから町有林の管理の中で、ジェイバー、これについて等々質疑がございました。私も全協で伺っただけなんで、本当にしっかり認識はしてないんですけども、まずこのいただいた資料をめぐりまして、カーボンオフセットとオフセットクレジット制度という説明、市民や企業等が自らの温室効果ガスの排出量を認識すると、つまりは市民の企業もこの排出を減らす必要があるということだというふうに思うんですけども、そこで削減困難な部分について、他に減した温室効果ガスの排出削減吸収量の購入を実施しということで、クレジットという説明なんですけども、私は町のほうで町民の税金を原資にですね、町有林の管理をしてきたと、施業をしてきたと、その結果、かなり吸収効果があるということで、それを認定していただいて、企業がそれを買うということのための予算なんですけれども、私はその自然

豊かな大台町という観点から、町民としてこれから出てきます吸収量、こんだけ町民は町税使って確保してきたんだということから、これを売却するというのは、いかがなものかというふうに思うんですね。

そういうことを町民が共有することのほうが、望ましいように思うんです。売ってしまえば、町がですね、お金を投じて整備した森林の吸収量というのが、消えていくわけですからね、町民のものにならないわけですから、そういう点ではいかがなものかなというふうに思うんです。

私は民間、民有林ですね、これは森林所有者個々の判断で、売り買いは自由だというふうに思うんです。町の財産としてはやはりそんだけの貢献をしておるんですから、町民としてそれを誇りにすることのほうが、お金に替えるよかも価値としては私は高いように思うんで、この点について見解を求めたいというふうに思います。

それから12月の9日付けにですね、中日新聞に森林吸収CO₂量を認証と、来年度県から所有者申請で審査するという記事が出ております。これは生活文化環境森林、防災農水商工、健康福祉病院の各委員会を開かれて、そこで県は来年度から温暖化防止策として、県内の森林が吸収した二酸化炭素の量を認証する制度を始めると明らかにしましたということであります。所有者が申請すれば県が審査し認証するという制度なんですね。この認証と、この予算でもって検証してもらうこととの違いはどういうことなんですか。

で、県のほうへ申請したら審査して、認証するということです。この県のこういう認証にはですね、経費が伴うんかですね、申請したら経費払わんならんのか、県は無料ですか、そういうところで、県のこの認証を受ければいいんじゃないかというふうに思うんですけども、この民間にしてもらうことのほうが、何か付加価値が付くとかいうようなことなんか。で、町としてはこの県が認証するというような情報を受けておったうえで、この民間へ認証を申請するということなんかですね、そういったところを説明してください。

次に、森林環境創造事業事業費で1,250万円の増額計上でありまして、財源内訳は1,000万円が県の支出、担当課の説明によりますと一般財源の250万円につきま

しては、アサヒビールより寄附を受けられる見通しと、受ければ財源更正して一般財源を減額するということのようなんですけれども、アサヒビールからの寄附につきましても、この森林整備をですね1つの条件にしておるんか、すべて町の事務に充てられるんかにつきまして、説明を求めます。

アサヒビールも当然CO₂の排出規制をしていかならん事業体だというふうに思うんですけれども、こういう寄附をすることによって、自社の排出量の確保と、吸収確保というような考えのもとにですね、寄附がされておるんか、そういったところの説明を求めます。

19ページ、土木費のほうで、これもさきほど聞きましたことと一緒になんですけれども、質疑もございました2,530万円が減額されて濁川橋耐震補強工事に2,530万円同額ですね、充当するというので、ここも補強工事たまたま2,530万円で行けるということからの振り替えなんかですね、偶然性が強過ぎるように考えますので、この点につきまして質問をいたします。

21ページから教育費の関係が出ておるんですけれども、一般質問で堀江議員から地方教育行政法に基づく行政委員会としての教育委員会、その教育委員会の規則等々について厳しい指摘がございました。で、私もその地方教育行政法を見てましたら、第27条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等という条文がございまして、教育委員会は飛ばしまして、管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないというふうにございます。こういう報告がですね、議会にされたという記憶がないんですけれども、教育委員会としてはされたんかどうかですね、まず伺いたいというふうに思います。

それから、このことに関しまして、法律に基づいて教育委員長サイドで事務処理できることにつきまして、大台町教育委員会教育長に対する事務委任規則というのはございます。こういった法律に基づく教育委員会の事務を教育長は事務委任を受けてするという事なんですけれども、第2条にその項目が委任する事項がずっと上がっておるんですけれども、この委任事項も私はかなり前につくられたものではない

のかなと思うんです。例えば1件5万円以上の工事の計画を作成すること、1件5万円以上という上限ないのかなというように思うんですね。そういうところを説明してください。

と同時に、多気町教育委員会教育長に対する事務委任規則、事務局のほうですね、印字してもらったんですけども、ここの教育委員会では、さきほど私申しました教育に関する事務の管理及び執行状況点検及び評価等について報告しなければならないという、この事務がですね、教育長に委任されておる。つまり教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関するのを、教育長は事務委任を受けておるといふ、こういうものがないと、教育長サイドでできんということですね。これは当教育委員会にはないんです。ないからしないのかと、しなくてもいいのかということをお聞きすれば、やっぱり法律にある以上しなければならんということですから、やはりこういう規則に委任事項として規定して、ちゃんとやるということが大事だというふうにお聞きします。

で、事務局でとってもうたんですけども、これは市見町というて、どこかちょっとわからんやけども、教育委員会ですね、この法律に基づいて報告書を出しておるんです。かなり枚数多い。項目もたくさんあって、こういうものを教育委員会議会へ提出というのが法で求められたものなんですね。これがないということでありまして、見解を求めたいというふうにお聞きします。

ただしですね、この平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されてということでありまして、今申しました報告については、これは法的には何年度から要請されておったんかということですね。そういったことにつきましても説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君） 副町長。

副町長（余谷 道義君） 直江議員の質問で、ジェイバー制度の関係さきにお答えをさせていただきたいと思います。

税金で管理されてきたものですね、町民のものじゃないかということで、町民が持っていることが誇りだという考え方、それはよくわかるんですが、この温暖化

対策ということで、CO₂ についてですね、吸収減を認めるという形のものを、金銭に替えていくというのは、何かちょっと違和感があるような感じはするという事なんですが、すでに2008年から2012年までの間に森林を整備されたもの、これの価値を認めて、それを評価をしてですね、きちっとした形にしたものを企業がその分を買い取るという形になっておりまして、単年度で買っていくということなんです。2008年度分も買う、2009年度分も買うということで、放っておけばそのまま価値なく、そのまま終わってしまうということなんで、そこで得られたものをですね、今度は森林整備なり、地域の資源として地域の活性化のために使っていくという、1つの手法でございますので、今回ジェイバー制度いろんな形を出しておりますけれども、まだ認められるかどうか分からないということになっておるわけでございます、認められればという話になるわけでございます。

そういうことでございますので、町有林についてやっておりますけれども、その手法が上手くいけばですね、これは民有林のほうにもいくんじゃないかなという、1つの制度でございます。環境省がやっておるジェイバー制度ということでございます。

もう1つは、これ国際的に通用するかどうか、これは別の話でございます、温暖化対策CO₂ 規制というものはですね、これからおそらく25%削減ということになればですね、企業に対して、あなたとこの企業はこっだけ削減を義務づけるというふうな形のものが、キャップ制度と言われるんですが、これが出てきて初めてもっと価値が出てくるという形になるのかなと思います。現時点ではまだそこまでいっていませんけれども、先がけてそういうふうなものをつくっていくというものでございます。

もう1つ、県のほうが森林CO₂ の認定という形で、常任委員会へ出されております。内容ちょっと私詳しくは存じておりませんが、県が認定をするという形になりますと、これまた同じような形で山林の整備をしたよと、そこを認定するわけなんです、その認定に対してきちっとした形に評価するところがあるわけなんです。私は間伐をしたよというんじゃないで、その間伐の度合いがですね、

森林計画に基づいて、いついつまでにこんだけのものを行った。で現場に行ったらそういうことが確認できたということの評価をするところがあって、初めて価値が出てくる。お金にするということになるわけなので、そういう制度をおそらく県のほうも方向性として認めていくだろうと、進んでいくだろうと思いますけども、まだそこまではいってないんじゃないかなというふうには思います。方向性を示したんじゃないかというふうに思っておりますけれども、この制度がですね、三重県の中で、高知県でもすでにやっておるんですけども、三重県の中でその制度が認められてやっていったやつが、環境省のプログラムの中に盛り込まれてジェイバーの中へ入っていくという形をとるんじゃないかなというふうに考えてます。詳しくはわからないですが、方向性とはしてそういう分じゃないかなというふうに思ってます、全国でも3町ということで、町長お話をさせていただいたと思うんですが、県を飛び越えて国のほうの制度に乗ったということでございます。

議長（中西 康雄君） 総務課長。

総務課長（高西 立八君） すみません。7ページのことでございますけども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございます。この事業につきましては、9月議会におきまして38事業で交付金3億4,762万9,000円を充当してする事業はお認めいただいたところでございます。この交付金事業につきましては、当初予算に計上されたものはいけないということで、補正予算で計上したものが該当すると、要件でございますけども、そうなっております。

その中で、まず38事業のうち8事業ぐらいにつきましては入札等を行っております。精算できる事業につきましては、今のとこ一事業でございます。入札の傾向とか、その辺を見ながら事業を見ますと、この3億4,700万円の事業費が、下手したら落ちてしまうんじゃないかと、例えば3億円4,000万円になってしまうとかいうことがございますので、補正予算に上げた事業につきましては、事業費で要件が駄目ですけども、事業該当しておるということですので、また12月にもう一度この事業も変更見直しをしていただけるということですので、今回5つ、今回補正予算の中で5つ、該当する事業5つを追加させていただきました。

その際、言われておる事業の精算でございますけども、私どものほうは議員言われたように、財源の構成だけをいたしまして、説明欄のほうの各事業の増減ですか、今精算はしてございません。やはりご指摘のとおりですね、予算編成上をしていくうえでですね、やはりこの説明欄のほう見直しをして、出していくのが適当であるように考えております。今回十分注意していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（中西 康雄君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 10ページの協和中学校の関係につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、明細につきましては繰越が 168万 587円ありまして、解約に至りますまでに、通帳解約に至りますまでに 831円の利息がありました。 168万 1,418円を当時の4月1日に基本調査におけますところの学生数ということで、申し合わせをいただいております関係から、大台町分51名、大紀町分25名という形で、大台町分のこの金額 111万 2,830円という形で、大紀町さんのほうへは55万 3,098円という形で配分という形でさせていただいております。

それで12月部分の関係につきましては、決算審査をいただいた後するということなことで思っておりましたので、今回補正という形で上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（中西 康雄君） 建設課長。

建設課長（高松 淳夫君） 17ページ、林道費の工事請負費、林道総門線の法面改良工事を 1,200万円減額し、西出菅合線法面改良に 1,200万円増額をしたということで、理由について説明をさせていただきます。

これ工事請負費の増減がゼロということで、財源更正はなされておりませんが、一応財源として6月の補正予算で計上させていただきましたように、美しい森づくり基盤整備交付金というのが50%、それから地域活性化公共投資臨時交付金、これが45%ということで95%が交付金の対象となっております。6月補正の際に3億2,000万円ほど補正をさせていただきまして、実はその交付金につきましては、原

則使い切ってくれというふうな部分がございます、今回総門線につきましては測量設計を発注をしまして、具体的に設計ができたわけでございます。

補正予算を組む段階で当然現場も調査し、延長とか法面の面積にそう大きな変動はなかったんですが、法面の手当につきましては改良する工法がいくつもございます。一番安いものであれば林道の法面を整形して、種子を吹き付けるというふうなものが一番安価でございますし、一番高くかかるものであればモルタルを吹き付けたり、あるいは法枠、簡易法枠ではなくて法枠で止めるというふうな工法もありますし、あと中間的には厚層基材と言いまして、草の種と肥料等吹き付けるというふうな工法もあります。

で、6月時点ではそこら辺のその工法について、少し高い目の部分で見積をしておくと、具体的に今回測量設計をさせていただいた中で、1,200万円必要じゃなくなったという部分がございます。その西出菅合線につきましては、当然交付金そのものを使い切ってくださいということの中で、当然、町が管理する林道探しまして、西出菅合線におきましてもその法面で不安定な部分がございます、こちらについては申し訳ないですけども、確かにお金に合わせたような部分がございます。

ただ、今後の進め方ですが、現在その3億2,000万円ほどにかかる部分について、測量設計については発注してございまして、そろそろ成果品があがる状況なんですけど、工事請負費についてはこれから発注をかけると、ただ、最近発注しますと入札のほうは20%前後安く落札しておるというふうな状況の中で、これ3億円ありますと、単純に20%掛けますと6,000万円ぐらい差金が出るんじゃないかと、ここら辺の対応についても当然これから先の臨時会、あるいはまた最終補正に、またそういったものをかけさせていただいて、とにかく使い切るというふうな状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 産業課のほうに3点ほどご質問いただきましたので、2点は副町長からお答えさせていただきましたので、18ページの森林環境創造事業委託料1,250万円の関連した、アサヒビールからの寄附金は森林整備の条件と

しているのかということにつきまして、お答えさせていただきます。

取り組みといたしましては、アサヒビール株式会社から県に対しまして、社会貢献をしたいという申し出がございました。県が検討した結果、宮川流域の水源を守るといったところで、森林保全といったところの県営でやっております、森林環境創造事業への目的寄附金として事業を実施しております市町村の負担分を寄附金として取り扱うこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 建設課長。

建設課長（高松 淳夫君） 土木費、19ページの踏切の移転拡幅の負担金を減額して、濁川の耐震補強工事への組み替えということでございます。こちらのほうもさきほど林道の関係で申し上げましたように、一応その交付決定、財源となるものが交付金ということで、こちらのほうは65%が補助率となっております、これについても一緒のように使い切らなあかんというふうな部分がございます。

踏切につきましては、その協定書案が作成されたことによりまして、1億円からの減額と、1億円の中から減額させていただくと、濁川のその耐震補強の関係なんです、実は平成19年度に15m以上の橋りょうについて点検をしてございます。宮川地域では108橋、それから大台地域では44橋、合計152橋ございます。

平成20年度には15m以下の橋梁点検をやっておりまして、宮川地域で40橋、それから大台地域では14橋、合計54橋、大台町全体としては206の橋梁がありますと、これらの中で、当然その濁川橋については目視で一応これ点検はさせていただいておるんですけども、主桁になる部分、しょう盤のところにコンクリートが割れて鉄筋が露出をしておると、しかもその鉄筋についてはもう腐食の度合いが激しくって、そういったことから、また19年度に濁川橋の耐力調査というのをやっておりまして、その結果において通行止めをさせていただいたというふうなことで、その耐力調査をしたときに、復旧工法としてこういったものがあるかということで概略の試算をしております、橋を取り壊して新たに架けたらどうかと、そういった場合ですと約1億円費用がかかるよと。

もうあと2つは、1つはその3tに制限してやったらどうかと、そういった場合

は 6,600万円、すみません。ちょっと待ってください。間違いました。数字見ます。すみません。3 t の場合は 1,640万円、それから今回採用させていただこうとするものが 4 t なんですけれども、概略設計では 2,200万円というふうなことでございますので、金額的には多少 300万円ほど差はありますが、当然通行止めを行っておる橋りょうでもありますし、早く整備したいというふうなことから、今回補正をさせていただきます。

議長（中西 康雄君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 21ページからの教育委員会の関係でございます、規則にわたる話でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と言いますのは、俗に教育3法の1つということになっておりまして、これは平成19年1月に改正をされました。27条はその時に追加をされたというふうに思っております。

その中で、教育に関する事務管理及び執行の状況の点というようなことが、20年4月1日から施行というふうになっておりました。教育委員会としましては、これまで議会の予算審議や決算審議、またご質問などにおきまして、事業の内容などはお示しをしてはまいりましたですけども、法に基づく執行状況についての点検及び評価、その結果に関する報告書の議会提出につきましては実施しておりませんので、私の勉強不足ということもありまして、大変申し訳なく思っております。その規則につきましても大台町にはさきほど申されましたように、記載はされておられません。

そんなこともありますし、いわゆる今の時代に5万、3万、10万円ですか、そういう少額な部分のというようなことになると、今の時代に大変そぐわないような気もいたしますので、この部分につきましては、全体を内容精査いたしまして、早期に規則につきましては精査し、改正すべきところは改正し、それから作業を進めさせていただきたいというふうに思っております。大変申し訳ありませんが、来年から本来の形というようなことでしていきますので、どうかご理解を賜りますようお願いをいたします。

事業に報告については21年度、20年度4月1日施行ということですので、20年度

のときから一応報告なり、評価をするというようなことになっておるかと思えます。報告につきましてはいろんな報告の仕方がどうもあるようでございますので、3月までにその年の評価をしている町、それから4月になってから翌年と言いますか、前年度分を評価報告をしておるといふところもありますので、これにつきましているんな状況勉強させていただきまして、対応させていただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひします。以上です。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 17ページのジェイバーの関係で再度聞きます。副町長のほうから説明あったんですけども、県のほうもやるだろうけれども、国の制度に乗ってやっていくということで、今回上げたということでもあります。県のほうのは来年度からということですから、平成22年度ということになるというふうに思うんですけども、こちらで申請して、認証受けるのに経費は伴うのかですね、その点についてどうなのかということです。

こちらの国の制度に乗っていくときは、さきほど担当課長から4社の説明ございましたけども、その100万円経費がいるということでもありますんで、県は来年度どういふのでやっていくということの情報収集はされておるのかですね、そのところ私大事だと思うんですね。これ1年も早うということの必要性が問われてくると思うんです。県は22年度で、町としてはもうこの予算で年度内にということ、それではなければならないのかですね、ということもあると思うんですね。

せっかく県でこういう制度が制定ということなんですから、ちょっとそのところしっかり検討する必要あると思うんですけども、私としましてはもう県のほうへ乗っていったほうがいいんじゃないかと、同じことであれば金もかからないしと、疑義がございますので、答弁を求めます。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） このジェイバー制度との関係の中で、新聞の記事等について整合性はということなんですが、私ども聞かさせていただいたところにつきましては、このジェイバー制度とは直接この新聞の記事にあります、森林吸

収CO₂量の認証というのは直接関係はないと、直接ですね。そういった中でこの制度はどのような形で今後取り組まれるのということを、ちょっと県のほうへ確認したんですが、この新聞につきましては、森林が吸収するCO₂の認識に対してPRをしていきたいというようなことが主で、少しこう先んじて新聞にあげていっておってですね、その制度はどのようなところの内容があるのかということ、少しこう深く私もこれについて聞いたわけですが、ちょっとこの制度については、今現在検討中であるというようなことの回答が返ってきたような次第でございます。

トータル的な環境的には変わらないんですけども、今言うジェイバーにおける認証制度とここの認証制度はどのようなつながってくるのかというのが、県のほうでどうつくっていくのかというのが今、明確にできておらないということの内容でございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君） ほかにございませんか。

山本議員。

9番（山本 勝征君） 17ページ、23の町有林の施業計画作成委託料、93万9,000円ということについて、これは施業どんなことをするのか、質問したいと思います。

それから21、25のジェイバー制度について、これはですね、私も一回9月に活用せえということで質問したんですけども、民有林がするということについてはですね、一応炭素量CO₂の排出量を売るということについては、非常に私の観点では今の時点では非常に難しいというふうに考えてます。小規模山林所有者が多いし、こうやってしてきちっと売ることができるところは3、4件じゃないかと、例えばトヨタさんあたしやったら資本もありますから、きちっと施業計画も立てられますし、できると思います。

そういうような点からですね、吸収量を売るということについては、温暖化防止の観点からも私はいいんじゃないかというふうに考えております。その直江議員も言われたように、それは町民全部が共有したらええやないかというような意見もありますが、私は自然であるとか、森の景観であるとかいうようなものは皆で共有す

ると、しかし、そうやってしてビジネスチャンスがあれば、町も金儲けをすればいいというふうに私は考えておりますので、このジェイバー制度を町として進めて、民間に波及させていけばいいんじゃないか。先導的にやはりしないと、民間ではなかなか100万円、あるいは施業計画も立てなければなりませんから、申請料も要りますし、なかなか何百万、何十万という金を出してすることは、非常に今の時点では難しいと思いますので、町有林を使って先導的に町がそういうようなことをやってもらおう、やるという模範を示してもらおうというのは、町有林を使ってやるというふうなですね、そういうようなことでもしてもらおうのも、町の責任じゃないかと、責務じゃないかというふうに、私は考えております。

で、温暖化防止で京都議定書で森林の吸収量は3.8%義務づけられております。ところがこれはですね、段々日本の森林は高齢化してきて2.8%ぐらいしか、いわゆる責任を果たせないんじゃないかというようなこと言われております。そういうようなことからしますと、やはり高齢林をどんどん間伐しないと、これが賄えないというような状況になってきておりますので、そういうような点でも町有林等についてもですね、間伐が進むというような、これすることによって間伐が進むというふうに私考えておりますので、そういうような観点からですね、ジェイバー制度に乗かって、さっき言ったような観点からやればいいんじゃないかと思うんですけども、そのことについての見解を求めたいと、このように思います。2点だから。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 17ページの町有林の森林施業計画作成委託料93万9,000円の内容についてでございます。この内容につきましては委託は森林組合へ委託します。委託目的といたしましては、このジェイバーのときの申請に必要な町有林を独自の施業計画を立てなければならないというところで、その必要である施業計画に必要なソフトと必要な経費、及び計画書作成経費の内訳でございます。よろしく願いいたします。

次に、このジェイバー制度を取り入れていくということについてということで、町有林を見本として、この制度のあり方を検証しながらですね、山本議員さんが言

われるように民有林への進め方をどうしたらいいのかということの内容にも移ってくるのではなかろうか。ただ、さきほどご指摘あったように広域な施業計画を立てながら、また申請手数料が要ったりとか、そういった経費に見合うものがどのような形で進めていくことが望ましいのかといったことも、今回の町有林をすることによって、これからの民有林指導に移っていけるもんじゃないかなと思うので、できるだけその方向のもとで環境に対して負荷されてくるのが、この大台町の資源を有効利用しながら、使っていけるという有利な中で、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 山本議員。

9番（山本 勝征君） 森林施業計画というのは、いわゆる町有林、例えばですね、町有林の面積はもうきちっとわかっております。わかっておりまして、その林齢も大体わかっておると思っています。その林齢に沿って間伐をどういう、何年度にどんだけやっていくかというようなこときちっと決めながら間伐をする。今は町有林はどうかというたら、五月雨的に予算がこんだけあるさけ、こんだけやっていくかというような形で、私は宮川村のときもそうやってきたんじゃないかなと思っておりますし、新大台町になってもある程度そういうようなことをやっているんじゃないか。

ところが施業を立てれば、平成20年度、23年度それぞれどんだけずつ間伐してきまよと、それから開伐はどうやってしますよと、枝打ちはどうやってしますよということですね、きちっと年度年度の計画を立てるのが施業計画なんです。だから、私はそのジェイバー制度によって施業計画を立てるということは、町の山林の管理がきちっとできると、今までと違って計画的にきちっとできるという、いいところもあると思うんですよ。だから町民に財産をきちっと、言わば町民の財産をですね、きちっとそうやってして年度計画でもって守っていく、管理していく、そういうようなことができるわけですから、そういう点でも私は施業計画立てて、ジェイバー制度に乗っていくというのは、悪いことばかりじゃないと。

たださっき議員諸氏から言われたように、その町民への説明不足でなかったかと

いう点については、あるいはその表現的におかしなところがあるじゃないかという点については、私もその辺のところはきちっとせなあかんだ、すべきではなかったかという気持ちはないこともないですけども、町の町民の財産を守っていくという点については、私はさっき言ったようなことからして、きちっと今までみたいに22年度はこうやってしようか、23年度はこうやってしようかと、多かたり少なかたり無茶苦茶や管理の一部があったと思うんですけども、そういうようなことがなくなりますから、私はいいいともあるといということなんです。そのことについて、課長はどういうふうに考えるか、聞きたいと思います。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 議員ご指摘いただきました内容につきましては、森林施業につきましては、これまでやってきたことを、さらに効果を上げていくということにつきましては、この事業を入れることによって、議員が言われたように施業を、これまでやってきた施業を、またさらに施業することによって、町の財産というものが上がると思います。

そういったところと、また認証ジェイバー制度によって、町に収益をもたらせるという、この1つの事業としては大変有意義な事業と私は思っております。こういったことについての住民への内容についての啓発につきましては、きちっと決まりましたら、また折々に住民の皆さんにも説明していかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長（中西 康雄君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午後 0時 05分）

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午後 1時 00分）

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

前田議員。

12番（前田 正勝君） 1点だけちょっと聞きたいことがあります。入りのほうで県支出金で、これ老人福祉補助金として8ページです。施設開設準備経費助成等特別対策補助金として、このグループホームのことではありますが、また出のほうでも助成金が出ております。これは介護保険費で上がっておるんですが、まずグループホームについては、私も少しは知っているんですが、どんなものをまず、どういう施設なんかをまずお聞きしたい。

そして、これはどういう人がここへ入所できるか。当然、介護保険のところで上がっておるので、介護保険の適用ということになってくるんだろうと思いますが。それと大台町に在住している方でなければならぬのかということをお聞きしたいと思います。

議長（中西 康雄君） 健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君） 前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、民生費県補助金で老人福祉費補助金として950万円上げてございます。これはまさしく栃原地区へできるグループホームの施設開設に伴います準備経費として、県より950万円の補助金があるものです。これは町会計を經由いたしまして、歳出介護保険費におきまして、負担金といたしまして施設のほうへ向いて950万円支払いするものでございます。

このグループホームというのは、どんな施設かでございますけど、地域に大台町で指定をできる地域密着型施設ということで、認知症の方がワンユニット9人で生活をともにする施設でございます。そういうことで介護認定を受けておられる方の中で、認知症を持っておられる方がそういう施設へ入られるということでございます。

それと、当然原則的には大台町の地域密着型ということで、大台町在住の方のみ

が対象にはなってきますけど、町内だけでその施設を運営する満床にはしにくい場合ですね、若干の町外からの入所も認められております。その場合には、大台町とその出身地である町との協議に基づいて認定をしております。今現在、宮川にありますきらくえんというグループホームございますけど、そこも大台町の在住の者だけでは満床にはならない、経営的にえらいというふうなお話もありまして、約2割ぐらいまでは今現在いると思います。それ以上は認めないというふうなお話の中で、進めさせていただいております。

議長（中西 康雄君） ほかに、小野議員。

5番（小野 恵司君） 2点ほど伺います。何回も話は上がっているんですけども、宮川森林組合経営診断補助金50万円で、さきほどもこの予算が通る前に、もうそれが執行、執行じゃない、もうその診断をされているという内容のお話が、同僚議員からも随分追及されておりました。

こういうことをしたいんやと言って、その森林組合のほうでお話があって、じゃ町としてもその補助を付けましょうということにしてある予算、だから町長も目を通して、その思いがあってこうやってされてあるわけなんですけども、それがこの議会の議決の前にですね、こういうふうな状況になったということで、町長としてはどんなふうな思いを持ってこれから対応されるのか、また厳しいこと言っていたかなければならないと思うんですけども、町長としての意見を、見解を求めたいというのが、まず1点目と。

もう1つは、ジェイバー制度なんですけども、総額で約230万円ぐらいですかね、お金が当初予算としてかかってくるんですけども、これからどんどんどんどんこういうことが増えていったときにですね、その当初にこれだけお金をかける、じゃ後のその、要はCO₂を他所の企業に買ってもらうという感じになりますけども、その採算性という部分で、なかなかまだ見込みがわからない、いくらで買ってもらえるかわからない、1万円という話もあれば、いや何十円、何百円、何千円やという話もあるんで、どんどん増えていった場合飽和状態になったときにですね、もう入ってくるお金、買ってもらえるとことというのが少なくなるとかという、そういう

懸念とかはないんか、お伺いしたいと思います。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） この宮川森林組合の支援につきましては、大変こう遺憾なことであると思っております。まずは森林組合としてこれまでいろいろ補助事業も手がけてきたところでございまして、その補助事業について当然予算があって、しかも交付決定がされてですね、そして着手していくという、そういう道筋がございまして。例外的にその交付決定前にですね、事前着工というふうなことが認められているわけなんですけど、そういった手続きすらなされずにですね、そのまま執行をしていくというようなことで、これは厳しく森林組合問うていかねばならんだろうと思います。

そしてまた、その対応いかんによってはですね、この補助金の失効というふうなことの是非も問うていかならんのかなというふうなこと思っているところでございます。

また、ジェイバーにつきましても、先導的にですね、この町有林を対象として申請をしていくようなこととございまして。どのような単価が収まるのかというのは、これからのこととございまして、ねらいとしてはですね、地域振興なり森林の整備というふうなことも考えております。そういう中でそれなりの単価が付けばなと思っておるわけなんですけど、これからのことでもございまして、どのような形に収まるのか、まだこれは定かではないというようなこととございまして、少しでもいい価格で取り引きできたらなというようなことを、希望的な観測として持っております。

そしてまた、これからなんですけど、町有林も含めてですね、いわゆる私有林についても広がっていければなというようなこと思っておりますが、さきほどからのご議論ございましたように、なかなか施業計画もきちっと立てなあかんとか、あるいはその申請料もそれ一定必要というふうなこともございまして、どれだけの広がりが出てくるのかというようなこともありますので、これはまたしっかりと見ていかなければならんだろうというふうに思っております。

今後のことをございますので、何とも申し上げられませんが、採算性というよう
なものが、まずはとれないかんというふうなことになるてきますんで、状況も見つ
つですね、対応してまいりたいというふうに思っております。はっきりした答えに
はなりませんけども、そういうふうなことをございます。よろしくお願ひしたいと
思ひます。

議長（中西 康雄君） 小野議員。

5番（小野 恵司君） この絶対にこれからはないとは思ひうんですけども、今
回、このようなことて森林組合がそういう形で見切り発車したみたいな感じになっ
てあるんですけども、町が出しているその補助金等のその団体等ですね、こういう
ことが仮に起こった場合に、予算で上げてあって、その以前にもう先にしてしま
ったとかという場合というのは、その予算失効も考えなあかんとか、町長言われま
したが、今後そういうことがあった場合の対応というのは、何か考えがあるんでし
ょうか、ひとつお伺ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君） 産業課長。

産業課長（野呂 泰道君） 今回、このようなことて本当に誠に申し訳ない
わけですが、やはり皆様にお諮りをして、予算を認めていただいてというのが、本
来の筋でございますので、これは今後ないように、もうやっていきたいと思ひてお
ります。もしという部分はですね、見落としたりという部分も発生するかもわから
んけど、こういったこと自体はやっぱりこう皆さんにご審議いただいて、予算を認
めていただいてというのが筋でございますので、ないように指導していきたいと考
えております。

議長（中西 康雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江 修市君） 本予算案につきまして、宮川森林組合経営診断補助金をめぐりまして、各議員からですね、妥当なる指摘が数多くされました。私、予算について、予算事前議決の原則というのがまずあるということですね。これは町村長が編成して直ちに執行することができない。必ず住民の代表機関である議会に提案し、年度開始前に、あるいは補正も同じですけれども、その議決を経なければならぬという原則であると、また予算がないのに執行することができないことをも意味するということでもあります。

続きまして、地方自治法第 232条の 3、支出負担行為ということで、普通地方公共団体の支出を原因となるべき契約その他の行為は、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならぬというふうにございます。その他の行為につきまして解説がございます。補助金の交付の決定のような方法上の債務を負担する行政行為もですね、この行為にあたるということでもあります。予算の事前議決の原則、また地方自治法の支出負担行為についての規定からも、補正予算のこの補助金の計上というのは、もう事実問題として補助金を受けるサイドで、フォレストミッションという林業経営診断会社において、経営診断がされたということですね。こういうことが明々白々となりましたので、本予算案に反対をいたします。

議長（中西 康雄君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

前川怜議員。

7番（前川 怜君） この補正につきましては、特に宮川林業の経営診断補助金ですね、議決前に執行されたということについては、甚だ遺憾に思います。しかし、今後ですね、こういうことのないようにひとつ十分注意をしていただいて、議決後執行されることを条件に付して賛成討論といたします。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 議案第 106号に反対の立場から討論をいたします。

三瀬谷地区学童保育所施設建設工事ということで、予算計上がなされております。三瀬谷地域のお母さん方、長年学童保育の建設をということで希望されておりました、こういった予算計上については何ら反対をするものではありませんけれども、さきほど直江議員から討論ございました、反対討論ありましたように、すでにもう宮川森林組合経営診断が実施されているということが、さきほどの予算審議の中で明らかになりました。このことを私は認めるわけにはいきません。そういう理由によりまして、反対をいたします。

議長（中西 康雄君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

稲葉議員。

1番（稲葉 信彦君） 賛成の立場から討論を申し上げます。

確かに明々白々の違反行為ということは見受けられます。しかしながら、他の予算に、これを否決したために、他の影響を与えるという観点から、この原案に対して賛成させていただきます。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで討論を終わります。

これから議案第 106号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 106号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

議長（中西 康雄君） 挙手多数です。

したがって、議案第 106号は、原案のとおり可決されました。

議案第 107号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第 5 議案第 107号「平成21年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 107号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 107号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手全員です。

したがって、議案第 107号は、原案のとおり可決されました。

議案第 108号の質疑～採決

議長(中西 康雄君) 日程第 5 議案第 108号「平成21年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

3番(堀江 洋子君) 12月8日に全協にて、簡易水道統合整備事業の見直しがありました。事業費が4億3,000万円の増となりまして、総額66億9,000万円の計画変更となりました。そこでですね、12月の15日の新聞赤旗の記事なんですけ

れども、県の企業庁が市町に供給する水道の料金が2010年度からの見直しで、平均11.4%引き下げられるという記事がございます。南勢水道においては17.1%の引き下げになるということです。基本料金は1,290円から1,070円になるということがありまして、そこでお伺いをしたいんですけども、この新聞記事によりますと、県の企業庁は関係する市町に提示をして、協議を進めているというふうになっているんですけども、そういった情報が企業庁のほうから町のほうに連絡あったのか、このことをまず1点目にお伺いをいたします。

こういった引き下げということになってきますと、事業ですね、総額からのカットや毎年支払っていくお金などももう総体的に見直していく必要があるのではないかと思いますので、その点についてもお伺いをいたします。

当然、財政シミュレーションもされておりますけれども、このことも変わってくるのではないかと思いますので、当局は試算しているのか、それからどうされるのかという点についてもお伺いをいたします。

4点目にですね、町民の方の中にはですね、今回のその今後進めていく水道の整備事業ですけれども、事業費がかかり過ぎではないかといったような声を聞かれ、心配されている方もいらっしゃるんですけども、今回、南勢水道の水道料金が引き下げられるということが見えてきたんですから、全体的にまた減るということも理解していってもらう必要性もあると思うんです。そのことについての見解も伺いたいと思います。

水道料金が平成27年度から1.2倍に引き上げられる計画ではありますけども、当然、南勢水道の引き下げ分はですね、町の水道料金の引き下げに回すべきではないかと考えますので、その点も求めたいと思います。そうすることによって、町民の不安もある程度は解消されるのではないかなと思いますので、見解を求めます。

議長（中西 康雄君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） 南水からの料金の引き下げというふうなことなんですけども、企業庁のほうからのご連絡はいただいておりませんでしたもんですから、今朝ほど堀江議員さんからご提示をされていただきましたもんですから、

早速問い合わせをさせていただいたというふうなことでございます。

多分、今年度中の議会で上程されるんであろうというふうな話かと思うんですけども、それが議決されますと議員が言われたような料金体系の中での減額分というのが発生してまいります。

料金につきましては約 448万円程度の減額が見込まれます。ただ、これは基本料金だけに該当します。1・当たりの使用料につきましては39円という形で、大台町ではその39円を採択しておる地域にあたりますので、この金額についての恩恵はないというふうなことで、基本料金だけの県の扱いということでも 448万円程度の金額が年間変わってくるというふうなことになると思いますので、受水を受けます平成27年度を含めまして、それ以降の金額の中で、その分が減ってくるというふうなことになるかと思っておりますので、当初想定した分よりかは、その金額だけは財政的な運営は少し楽になってくるんであろうというふうなことになるかと思っております。

ただ、そのことにおきまして 1.2倍に上げます料金のほうに転換できるかというふうなことなんですけども、諸般の状況等におきまして、もう少し先の話にはなるかと思うんですけども、十分検討はさせていただきたいと思うんですけども、何せ初っぱなの出始めが 1.5倍という値段を想定した中で、1.2倍というふうな形で判断をさせていただいたというふうなこともありますもんですから、この倍数を考えますと、450万円とても吸収できるような金額ではないかなということで、堀江議員のご発言は重々受け止めさせていただくんですけども、財政等シミュレーションまた再度させていただきながら、財政当局との調整もさせていただきながら、今後努めさせていただきたいと思っております。ただ、少し難しいと私の個人的な見解ではございますけれども。

あと町民の方々についてもいろいろ啓発文書が回っておるというふうなこともありまして、そのことに関しまして町としましても、1月広報におきまして新しく事業費の増えた分、またこういった料金の改定の分等、料金の改定分についてはまだ確定しておりませんので、少し申しにくい部分ありますけども、そういった事業の増えた分等についての広報、それから事業が短縮をしたというふうなこと等につい

での説明責任を果していきたいという形で、今し1月広報掲載の予定で、現在検討をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長（中西 康雄君） ほかに、前田議員。

12番（前田 正勝君） さきほど堀江議員の質問に対して、課長のほうから答弁がありました。まずこの折り込みほとんど結構な人が見ておるわけなんです。そこで地域の人の中で、この問題については、まずやっぱり経費が、経費の額ですな、これがすごく大きいもんで、長期的にわたっていくということで、大丈夫かという心配される方がかなり多くいます。一応説明は私なりにこうしていくんですが、なかなか納得できるところまではよう説明しませんので、いかんともしがたいんですが。

そこで、課長もさきほどから啓発、このこれも増額の見直しなんで、総事業費の。そこで課長さっきも啓発の、住民に啓発していくという話を聞いたんですが、これは前に環境課で地域でこう説明したか、覚えがありませんな。それはわかるんですが、やっぱりこう何かアンケート、アンケートまでこの問題について、これは次の世代もこう負担をかけていくという話になってくると思うんで、そこら辺をこうアンケートで、そのアンケートの中身も問題あると思うんですが、中身をきちっと精査して、事情を把握できるような文書にして、こうするという考えはありませんか。私はそれをして、それを基にこうちょっと今後のあれを考えていきたい。

議長（中西 康雄君） 前田議員、今回の補正の内容に関連する質疑等に絞っていただきたいと思います。議案に対しての質疑内容に絞っていただきたいと思います。

12番（前田 正勝君） 議案に対しての特会の簡易水道と違いますか。

そこらもということです。

議長（中西 康雄君） 補正の内容に関連のない質疑は認めませんので、そういうことで。

前田議員。

12番（前田 正勝君） 取り下げます。

議長（中西 康雄君） ほかにございませんか。

小野議員。

5番（小野 恵司君） これは漏水でいいんですね。その大ケ所、上菅とかの地域のその水道が漏水しているということで、それを直すということなんですけども、何で漏水しておるのが、ちょっと僕も聞き取りいってなかったので、申し訳ないんですけども、このような感じですね、例えば老朽化なんか接続部分なんか、いろいろあると思うんですけども、ほかの地域で例えばこういった感じで漏水しそうな恐れのある、懸念のあるような箇所というのは、多数まだあるんでしょうか、それだけ確認したいと思います。

議長（中西 康雄君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） 手元に資料がありませんので、明確な他の地域の漏水箇所については、明確にお答え申し上げられませんが、あることは間違いないです。ただ、水をつくっている量と、売っておる量との差額が大きいところについては損失が大きいもんですから、調査をさせていただいて、今回その漏水を止めさせていただいたと、これが大滝、大ケ所滝広地域、菅合地域なんですけども、そういった形で他の地域につきましても、まだまだこれから調査すればもっと幅の小さいものも発生するだろうというふうには考えます。ただ、今後の工事の関係もありますもんですから、こちらについてはそのように対応させていただきたいというふうなことでございます。

で、今回やらせていただきましたその漏水調査、それを補修した箇所は16箇所、大ケ所から下菅までの間で発生をさせていただいて、それを調査して、その金額につきましては通常の小規模修理の中でやらさせていただきましたもんですから、この分につきましてはその通常の当初予定をさせていただいた予算の中で、この分だけを見ておりませんでしたもんですから、今回この部分につきまして追加で補正をさせていただいたというふうな内容でございますので、よろしく願います。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 108号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 108号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長（中西 康雄君） 挙手全員です。

したがって、議案第 108号は、原案のとおり可決されました。

（「暫時休憩」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 暫時休憩をいたします。

（午後 1時 30分）

議長（中西 康雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午後 1時 31分）

議案第 109号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第 7 議案第 109号「平成21年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 109号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 109号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君） 挙手多数です。

したがって、議案第 109号は、原案のとおり可決されました。

議案第 110号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第 8 議案第 110号「平成21年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第6号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 110号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 110号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手全員です。

したがって、議案第 110号は、原案のとおり可決されました。

議案第 111号の質疑～採決

議長(中西 康雄君) 日程第 9 議案第 111号「平成21年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 111号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 111号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手多数です。

したがって、議案第 111号は、原案のとおり可決されました。

議案第 112号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第10 議案第 112号「平成21年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 112号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 112号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長（中西 康雄君） 挙手全員です。

したがって、議案第 112号は、原案のとおり可決されました。

発議第 6号の質疑～採決

議長（中西 康雄君） 日程第11 発議第 6号「電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書（案）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 次に、原案に賛成の発言を許可します。

大西議員。

10番(大西 慶治君) 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求め
る意見書への賛成の立場からその理由を申し述べます。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金は、三重県内にある25施設の水力発電関連のうち、当町には長ヶ、三瀬谷、宮川第一、宮川第三、大和谷の水力発電施設を抱えております。この地域の発電用周辺地域の福祉の向上はもちろんのこと、この交付金につきましては、その防火水槽や公共施設の整備、保育園などの運営費など、住民生活の利便性に大きく役立ってきており、この交付金の交付期限が切れ、交付金がこない状態になれば、この意見書のとおり水力発電施設の円滑な運転計画に支障をきたすことが危惧されます。

また、上記の施設5つを抱える大台町としては、その建設に対し協力してきたことに対する、私は当然の交付金制度ではないかと理解をするものであります。よって、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書に賛成をいたします。以上。

議長(中西 康雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

発議第7号の質疑～採決

議長(中西 康雄君) 日程第12 発議第7号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書(案)」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手全員です。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。

再開は 1 時 50 分といたします。

（午後 1 時 40 分）

（休憩中に追加議案書の配布）

議長（中西 康雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午後 1 時 50 分）

日程の追加について

議長（中西 康雄君） お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、町長から同意第 2 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

同意第 2 号の上程～採決

議長（中西 康雄君） 追加日程第 1 同意第 2 号「大台町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、同意第2号の大台町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

基本的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に基づきまして、提案するものでございます。

これまで教育委員としてご尽力を賜ってまいりました伊藤勇三郎氏が、辞職をされることになりましたので、その後任として、大喜多正行氏を任命いたすものでございます。

氏は、昭和23年10月4日生れの満61歳で、町内高奈に住まわれております。昭和44年の8月に名城大学農学部農学科を、ご都合で中退をされまして、稼業の採卵養鶏業と製茶業を継がれたところでございます。現在は、製茶業を営まれております。

これまでの間、昭和46年4月から同47年の3月、及び昭和50年4月から同54年3月までの間、大台町社会教育委員を、また平成元年9月の22日から同4年の11月30日までの間、人権擁護委員を務められておりますとともに、町の茶業研究会の区長、川添地区体育協会理事なども歴任をされまして、地域の発展に尽力をされておられます。責任感の強い、考え方も常に前向きで誠実な方でございます。地域におけるリーダーの1人として大変信望の厚い方でございますので、教育委員として適任であると考え、選任同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、前任の伊藤勇三郎氏の残任期間となりますので、平成25年2月23日までとなります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中西 康雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口の閉鎖)

議長(中西 康雄君) ただいまの出席議員は、16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第3項の規定によって、立会人に

12番 前田正勝 議員

13番 中谷治之 議員

を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

議長(中西 康雄君) 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票の取り扱いでございますが、会議規則第84条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなしますので、ご注意願います。

投票用紙の配布もれはありません。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(中西 康雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1 番議員から順番に投票を願います。

(1 番議員から順次投票)

議長 (中西 康雄君) 投票もれはありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票いたします。

前田正勝議員、中谷治之議員、開票の立ち会いをお願いします。

(立ち会いのもと開票)

議長 (中西 康雄君) 投票の結果を申し上げます。

投票総数 15 票

有効投票 14 票

無効投票 1 票

この無効投票は、他事記載でございます。ほかのことを書いてあったということ
でございます。

有効投票のうち、賛成 14 票

反対 0 票

以上のとおり、賛成多数ですので、よって同意第 2 号は、原案のとおり同意する
ことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口の開く)

議長 (中西 康雄君) 暫時休憩します。

(午後 2 時 04 分)

(休憩中に追加議案書の配布)

議長（中西 康雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時 05分）

日程の追加について

議長（中西 康雄君） お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、町長から議案第 113号から議案第 114号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 2 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 113号から議案第 114号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 2 として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第 113号の上程～採決

議長（中西 康雄君） 追加日程第 1 議案第 113号「小学校校務用 P C 売買契約の締結について」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（中西 康雄君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 議案第 113号 小学校校務用 P C 売買契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

PCというのはパソコンの略でございます、よろしくお願いいたします。

去る12月11日、5社による指名競争入札を行いました結果、業者が決定しましたので、売買契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

小学校校務用のPCにつきましては、平成21年度学校情報通信技術環境整備事業による補助事業でありまして、平成18年度から年次計画で教師用のパソコンを整備してまいりましたが、今回の補助事業により、未配分4校で41台を配備するものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣田議員。

14番（廣田 幸照君） この事務連絡の11月27日で、不調になったPCだろうと思うんですが、予定価格に達しなかったためというふうに書いてございますが、予定価格はいかほどだったのか。

それから、その本件等も関連するんじゃないかと思うんですが、中学校の校務用PCにつきましても不調であります、これはどうなったのか、あわせてお願いします。

議長（中西 康雄君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） ちょっと予定価格のほうは、ちょっとあとでお示しするんで、あとでちょっと時間をいただきたいと思いますが、両方ともそういうことでございます。設計という部分のこちらが思っておりました設計の部分と、単価等の部分で内容的に精査をいたしまして、今回、再度させていただいたということでございます。

中学校につきましては、この条例の3号に該当しないということですので、小学校の部分だけ出させていただいて、ちょっと予定価格の数字につきましては、時間を賜りたいと思います。

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。

再開は2時15分といたします。

（午後 2時 10分）

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午後 2時 15分）

議長（中西 康雄君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 大変失礼をいたしました。不調に終わりました予定価格につきましては、660万4,500円ということでございます。

それから、今回の予定価格につきましては、806万4,000円ということで、予定価格、税込みですが、そのような形でさせていただいております。

内容につきましては、作業員の人夫賃と、それから運搬費の見直しということでさせていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。以上です。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第113号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長（中西 康雄君） 挙手全員です。

したがって、議案第 113号は、原案のとおり可決されました。

議案第 114号の上程～採決

議長（中西 康雄君） 追加日程第2 議案第 114号「スライド式黒板売買契約の締結について」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（中西 康雄君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 議案第 114号 スライド式黒板売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

去る12月11日、5社によります指名競争入札を行いました結果、業者が決定しましたので、売買契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

スライド式黒板につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金による事業でありまして、昨年度から老朽しております黒板の更新を行ってまいりましたが、今回、交付金事業により小学校にスライド式黒板を整備するものでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小野議員。

5番（小野 恵司君） 2点ほどお伺いします。今回、予定価格が1,008万円の予定価格で600万6,000円の落札額で、落札率が59.58%という、異様に低い

落札率なんですけども、低いことに、安いことに問題はないんですけども、いくら言うてもちょっと額から言うたら4割引きぐらいになっていくぐらいの金額ですわね。で、その取り付けまでして、この値段でできる、してもらうんだと思うんですけども、本当にできるのかなと普通に単純に思うたもんですから、その質問と。

その業者が入札で金額出すやつですから、そのいくらで出すかは業者次第なんですけども、て見てしまえば、初めの予定価格のこの1,000万円というのは、本当に妥当やったんかというところも聞いてみたいです。以上2点お伺いします。

議長（中西 康雄君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） まず予定価格の1,000某と、600万の某の差というようにございまして。これは私の立場でどうのこうのというようなことではなしに、業者ができるという形でさしていただいておりますし、ただ、この予定価格というか、設計におきましては現地は一定の黒板のスペースという形で思っておりますので、鉄筋があったり木造があったりという部分については、今後その標準の黒板がそこへもし入らないとなると、いろんな変更が出てくるという可能性はありますけど、標準として我々がしておるといふ黒板部分については、できるという判断で設計をさせていただきましたし、入札をしていただいたというふうに思っております。

予定価格の部分はそういう形で、何社かの黒板の見本をとって、検討した結果でございまして、私は妥当というふうに考えております。以上です。

議長（中西 康雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 114号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 114号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長(中西 康雄君) 挙手全員です。

したがって、議案第 114号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長(中西 康雄君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第4回大台町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさんでございました。

(午後 2時 22分)
